

65歳以上の方の介護保険料を見直し

平成 27 ~ 29 年度の介護保険料

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。その財源の一部となる65歳以上の方の介護保険料を3年ごとに見直しています。今年度の保険料は、7月中旬に通知します。決定した保険料や納め方などを確認し、納め忘れのないようお願いします。

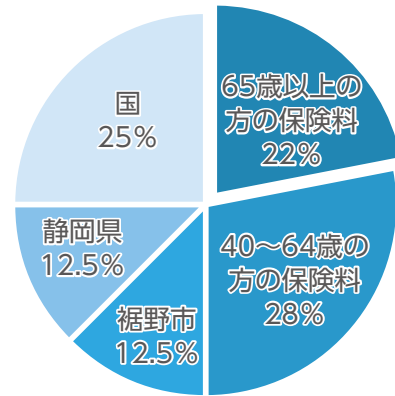
介護保険課
☎995-1821

介護保険の財源

介護保険制度を運営するために必要な財源は、国・県・市が負担する公費（50%）と40歳以上の方が納める保険料（50%）で成り立っています。

第6期事業計画期間（平成27～29年度）は、高齢化の進展に伴い65歳以上の高齢者の割合が徐々に高まることから、65歳以上の方（第1号被保険者）は財源の22%（第5期：21%）を、40歳以上64歳以下の方（第2号被保険者）は28%（第5期：29%）を負担することになっています。

介護保険の財源構成



65歳以上の方の介護保険料

第5期 (平成26年度までの保険料)		第6期 (平成27～29年の保険料)			
保険料段階	年間保険料 (月額保険料)	保険料段階	対象者	率	年間保険料 (月額保険料)
第1段階	26,600円 (2,220円)	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.45	26,400円 (2,205円)
第2段階	26,600円 (2,220円)	第2段階	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.625	36,700円 (3,062円)
第3段階の1	33,300円 (2,775円)	第3段階		世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.75
第3段階の2	39,900円 (3,330円)	第4段階	本人が市民税課税 世帯課税だが、本人は市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.875	51,400円 (4,287円)
第4段階の1	46,600円 (3,885円)	第5段階 [基準額]		世帯課税だが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 ×1.00
第4段階の2 [基準額]	53,200円 (4,440円)	第6段階	本人が市民税課税 本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.125	66,100円 (5,512円)
第5段階	59,900円 (4,995円)	第7段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.25
第6段階	66,600円 (5,550円)	第8段階	本人が市民税課税 本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.5	88,200円 (7,350円)
第7段階	79,900円 (6,660円)	第9段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.625
第8段階	86,500円 (7,215円)	第10段階	本人が市民税課税 本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	基準額 ×1.75	102,900円 (8,575円)
第9段階	93,200円 (7,770円)	第11段階		本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	基準額 ×1.875
第10段階	99,900円 (8,325円)				